平成２１年（フ）第６３１号
栃木県宇都宮市星が丘１丁目７―27、住民票上の住所栃木県宇都宮市西２丁目６番18号10Ｒ
債務者　中村眞貴子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６３２号
栃木県宇都宮市若松原２丁目14番12号
債務者　森島　隆司
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第２５２３号
横浜市港南区下永谷４丁目７番30―708号
債務者　横山真由美
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６４９号
横浜市旭区上白根２丁目３番12号
債務者　岡本　和哉
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６７５号
横浜市戸塚区汲沢３丁目12番23―101号
債務者　松木謙太郎
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７０７号
横浜市瀬谷区北町30番地44
債務者　木下　由佳
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６７４号
愛知県豊田市保見ケ丘４丁目１番地　県営１―105号
債務者　梅村　久義
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月16日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１１５号
島根県出雲市武志町979番地
債務者　安部　俊子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月30日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第２８号
大分県豊後大野市三重町市場987番地９
債務者　佐藤　和則
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午前11時
大分地方裁判所竹田支部

平成２１年（フ）第６０４号
栃木県宇都宮市西川田町1017番地１　プレステージハイツ103号、前住所栃木県宇都宮市砥上町301番地８
債務者　遠藤　　浩
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第２３８０号
神奈川県藤沢市石川５丁目９番地の23クレール水村202
債務者　小波津トマスこと　コハツ　イトウトマス
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３９４号
横浜市港北区鳥山町248番地１
債務者　須郷　剛臣
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３９５号
横浜市港北区鳥山町248番地１
債務者　須郷　テヱ
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６４号
神奈川県相模原市光が丘３丁目４番13―４号
債務者　中野フォーミンこと　ロー　フォーミン
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部